

排出事業者 山形県企業管理者 松澤 勝志（以下「発注者」という。）と、収集運搬業者
（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される
産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律
その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、
許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったと
きは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発
注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2. （委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び委託料）

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び委託料は次
のとおりとする。

◎収集・運搬及び処分に関する種類、数量及び委託料

種類：_____上水汚泥（含水率85%超過）

予定数量：_____116.1 m3

業務委託料：_____円（うち消費税及び地方消費税額 _____円）

荷姿：_____

性状：_____

性状の変化について：_____

混合等により生ずる支障：_____

取扱の注意事項：_____

契約保証金：契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県
公営企業財務規程第145条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

3. （運搬の最終目的地）

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を発注者の指定する次の最終目的地
に搬入する。

氏 名：山形県企業管理者 松澤 勝志

住 所：山形県山形市松波二丁目8番1号

事業の名称：山形県企業局 村山電気水道事務所

所在地：山形県西村山郡西川町大字吉川10-5

4. (収集運搬過程における積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替を行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程
イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
エ 混合等により生ずる支障
オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
カ その他取扱いの注意事項

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェスト記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条 (発注者、受注者の責任範囲)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。なお、この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

第5条 (再委託の禁止)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

第6条 (義務の譲渡等)

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条 (業務の一時停止)

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における

影響が最小限となるよう努力する。

第8条（報酬・消費税）

1. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める業務委託料（消費税及び地方消費税を含む）とする。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。

第9条（業務完了報告等）

1. 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
2. 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
3. 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。
4. 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

第10条（委託料の支払）

1. 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。
2. 発注者は、前項の規定による請求を受けたときはその日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

第11条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、業務委託料又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第12条（機密の保持）

1. 発注者、受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。
2. 受注者はこの契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第13条（発注者の解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により期限内又は期限後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6

号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

第13条の2（談合等不正行為があった場合の発注者の解除権）

発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2)の2 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書の規定による命令を受けなかったと認められるとき。

(2)の3 受注者が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。

(3) 受注者が第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

第14条（契約が解除された場合等の違約金）

受注者（既に本項の規定により違約金を支払った者を除く。）は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、違約金として、業務委託料の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条によりこの契約が解除された場合

(2) この契約による債務の履行を拒否した場合又はその責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行が不可能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

第14条の2（談合等に係る違約金）

受注者はこの契約に関して第11条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、違約金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期限までに納付しなければならない。ただし発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。
- 3 委託業務が完成した後に、受注者が第11条の2第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第1項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第15条（事故発生のお知らせ）

受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

第16条（履行遅滞違約金）

受注者がその責めに帰すべき理由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とする。

第17条（履行不能の場合の措置）

受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

第18条（疑義についての協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする

第19条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約の日から令和8年12月18日までとする。

第20条（遅延利息）

受注者は、発注者の責めに帰する理由により第16条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、その責めに帰する理由により第9条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第10条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を

支払うものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県企業管理者 松澤 勝志 印

受注者 _____ 印

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注

者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。